

ふれあい収集事業利用の手引き

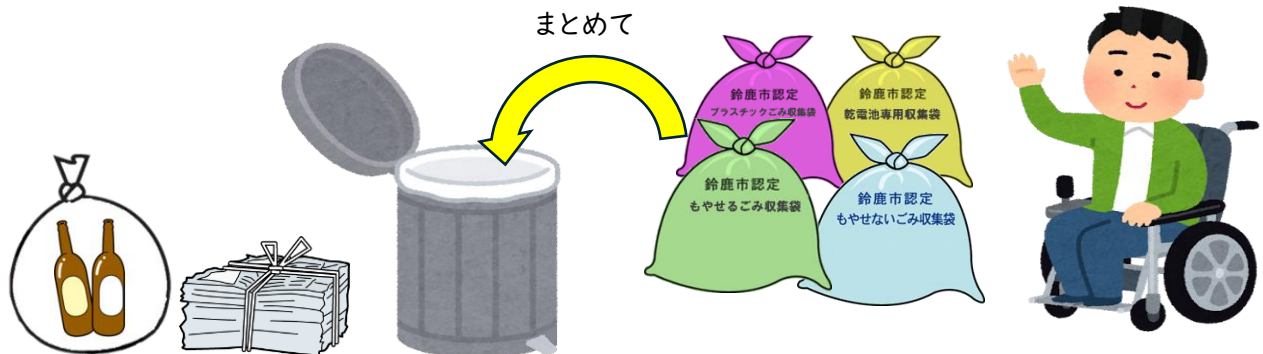
この手引きは、「ふれあい収集事業実施承認通知書」を送付された方向けの手引きです。利用開始前にこの手引きをよくお読みいただき、ルールに従ってご利用ください。

1. 対象となるごみについて

ごみは6種類に分別し、以下のとおりに排出してください。

ごみの種類	例
もやせるごみ	緑色の市認定ごみ袋に、紙類、布類、木製品類、生ごみなどを入れてください。
プラスチックごみ	ピンク色の市認定ごみ袋に、卵パック、緩衝材などのプラスチック製容器包装を入れてください。
もやせないごみ	透明の市認定ごみ袋に、金属、機械、ゴム、プラスチック製品などを入れてください。
有害ごみ	無色透明の袋または黄色の「有害ごみ専用収集袋」に、乾電池、蛍光灯、鏡、水銀体温計を入れてください。
資源A	新聞紙、雑誌、紙パックなどを、それぞれ分けて、十字に縛ってください。
資源B	あきかん、あきびん、ペットボトル、衣類を、それぞれ分けて、無色透明の袋に入れてください。

※市が配布している「家庭ごみの分け方・出し方」に従って、それぞれのごみを分けて出してください。



⚠ 注意: 以下のごみは収集できません。

- 家電4品目 (エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)

家電小売店または(株)鈴友 (TEL:059-382-1155) に引取りをご依頼ください。

- 粗大ごみ

粗大ごみ受付センター (TEL:059-382-7646) に戸別収集 (有料) をお申し込みください。

- 危険物・適正処理困難物 (自動車・バイク用タイヤ、消火器、ペンキ、ガソリン、火薬、農薬、劇薬、プロパンガスボンベ、注射針など)

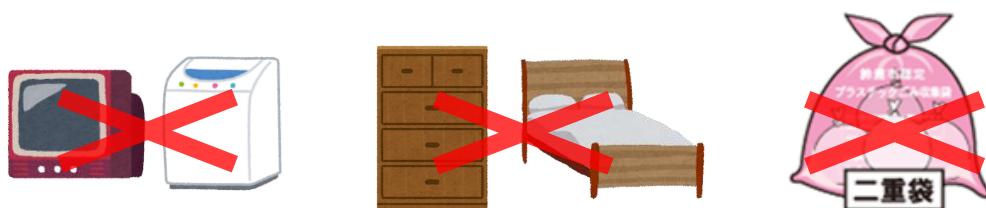
購入店や製造業者、専門の処理業者にご相談ください。

- 正しく分別されていないごみ

- 散乱したごみ

- 利用者以外が出したごみ

- 事業ごみや業者による家屋の解体・増改築等によって発生したごみ



2.ごみの出し方

かならず 必ず守ってください。

- 朝9時までに出してください。

※前日でもお出しいただけますが、近隣の方のご迷惑にならないよう、また散乱しないよう、十分ご配慮ください。

- 申込時に決めたごみ排出場所に出してください。
- ごみは「家庭ごみの分け方・出し方」のとおり分別して、市認定のごみ袋にそれぞれ入れてください。
- 有害ごみは、無色透明の袋または「有害ごみ専用収集袋」を使用してください。
- 資源ごみAはそれぞれ分けて十字に縛ってください。資源ごみBも、あきかん・あきびん・ペットボトル・衣類をそれぞれ分けて、無色透明の中身の見える袋に入れてください。

⚠ 注意

- 一度収集したごみは返却できません。
- 指定のごみ排出場所以外にあるごみは収集できません。

3.ごみ排出場所の管理

- 「鈴鹿市ふれあい収集ごみ排出場所設置基準」をよくお読みください。

- 近隣の方の迷惑にならないよう悪臭、害虫、害獣への対策を徹底してください。

※鳥獣や強風等によるごみの散乱や、悪臭等による近所トラブルについて、市では一切の責任を負いません。

- 散乱したごみは収集できません。

※ごみの散乱を防ぐため、原則ポリバケツなどの蓋付き容器またはネットをご準備ください。購入及び維持管理は、利用者自身の負担と責任において、適切に行ってください。ご準備できない場合は、廃棄物対策課へ事前に相談してください。

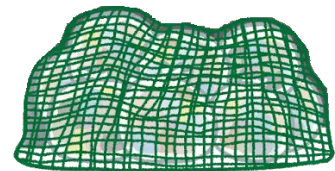
- ポリバケツなどに貼る、ふれあい収集とわかるステッカーを配布していますので、必要な方は廃棄物対策課へご連絡ください。

- ごみ排出場所を変更する場合は、事前に廃棄物対策課にご相談ください。

※共同住宅の場合は、あらかじめ管理者と協議し、承諾書をもってください。



ポリバケツ



ネット

4. 収集日時と料金

項目	内容
収集日	「鈴鹿市ふれあい収集事業実施承認通知書」をご確認ください(週1回。土曜日、日曜日、12月29日から翌年1月3日までの日を除く)。
時間	原則、朝9時までにお出ください(「鈴鹿市ふれあい収集事業実施承認通知書」に、収集に伺うおおよその時間を記載しています)。
排出場所	申込時に決めた指定場所
収集利用料金	無料です。ただし、ポリバケツやネットにかかる費用は、利用者自身の負担となります。

悪天候時(大雨、雪、台風接近など)には、道路の状況等により収集できない場合がありますので、ご了承ください。

5. 利用者の変更・中止

変更申込が必要な場合

以下の内容に変更があった場合は、「鈴鹿市ふれあい収集事業変更申込書」を速やかに提出してください。

- ・住所または居住地
- ・世帯構成
- ・要介護状態区分
- ・障がいの程度
- ・緊急連絡先

⚠ 変更内容によっては再審査が必要です

#ふれあい収集を中止する場合

社会福祉施設や病院に入所または入院する場合など、ふれあい収集が不要になった際は「鈴鹿市ふれあい収集事業辞退報告書」を提出してください。

⑦ 自動的に解除される場合

以下の場合、自動的にふれあい収集の利用が解除されます。

- 利用者が死亡または転出したことが判明した場合
- 申込内容に変更があったのに、「鈴鹿市ふれあい収集事業変更申込書」を提出しなかった場合
- ごみ排出場所の維持管理について、廃棄物対策課の指導や要請に従わなかった場合
- 申込内容に虚偽が認められた場合
- 市の分別指導に従わない場合
- その他、市が利用を不相当と認めた場合

6.複数回連続でごみの排出が確認できない場合

廃棄物対策課への連絡なしに2回連続でごみの排出がない場合や、不審な点があった場合は、廃棄物対策課から担当の福祉部局へ情報共有を行います。

3回連続でごみの排出が確認できないときは、利用確認書を送付し、ふれあい収集を停止します。引き続き当事業を利用したい場合は、早急に利用確認書を記載の上、返送してください。

住所などの申込内容に変更がある場合は「鈴鹿市ふれあい収集事業変更
 申込書」を、ふれあい収集が不要な場合は「鈴鹿市ふれあい収集事業辞退
 報告書」を提出してください。

利用確認書を2回送付しても居住が確認できない場合は、ふれあい収集の利用
 を解除します。

❖ 問い合わせ先 ❖

しゅうしゅう へんこうとう ごみの収集・変更等の もうしこ かん 申込みに関すること	はいきぶつ たいさくか 廃棄物対策課 ☎ TEL:059-382-7609 📠 FAX:059-382-2214
たいしょうしゃ かん 対象者に関すること	こうれいしゃとう かた・・・ちようじゅしゃ かいか 高齢者等の方…長寿社会課 ☎ TEL:059-382-9886 📠 FAX:059-382-7607
	しょう しゃ かた・・・しょう ふくしか 障がい者の方…障がい福祉課 ☎ TEL:059-382-7626 📠 FAX:059-382-7607

※個人情報に関することなど、内容によっては、本人やご家族以外の方にはお答え
 できない場合があります。